

第4次総合計画 基本計画（素案）に対する特別委員会からの御意見

1. 基本計画（素案）「Ⅳ.基本計画推進のために」に対する特別委員会からの御意見

【H30.2.6 第8回総合計画検討特別委員会】

No.	分類		意見
1	1 基本計画の 進行管理	(1) PDCAサイクル による進行管理	P2、PDCAサイクルについて、行政評価の結果を実施計画の策定に生かすと書かれているが、基本構想には、基本計画自体の見直しも行うとの記載があるので、こちらにも同趣旨の記載をするべきである
2		(2) Check（評価） の考え方	1. 基本計画の進行管理、(2) Check（評価）の考え方における「各施策の到達目標を共有する」とあるが、これが具体的にどの部分を指すのかを明確にできるようにすべきです。あるいは基本計画は方向性を示すものと捉えるのであれば、「到達目標」と書かずに、「方向性」と書くことが望ましいです。特別委員会の質疑の中で、基本計画自体を単独でPDCAサイクルに乗せることが難しそうだと理解したので、基本計画単独で可能な評価方法を考え、記載すべきです
3			P3、(2) Check（評価）の考え方 上から2段落目の二つ目の文章の書きぶりが資料2、基本計画（素案）平成29年12月21日版のP41にある市民意識指標に関する二つ目の文章の書きぶりとは不一致です。同じ市民意識指標に関する文章ですから矛盾がないよう、どちらかに合わせるか、両方とも修正してください
4			P3、「施策指標」の中で、「成果指標」及び「活動指標」の説明等が簡潔で、かえって分かりにくいのではないかと思われる。「(2) Check（評価）の考え方」は、特に伝えたい内容であるので、より分かりやすく説明する必要がある。「総合計画」のプロセスの中でのCheck（評価）は、市民に特に伝わるようにしたいところである

No.	分類		意見
5	1 基本計画の 進行管理	(2) Check (評価) の考え方	P3、(2) Check (評価) の考え方 二つ目の黒丸に「成果指標」と「活動指標」の説明がありますが、基本計画（素案）【平成29年12月21日版】の各施策に書かれている施策指標がどちらに当たるのか分からない（明記されていない）ため、この文章では、単に指標が2種類あることを示しているにすぎません。であれば、「施策指標は、取組の成果や進捗状況をできるだけわかりやすく、客観的に評価できるものを設定することとします。」と簡単に書く方がよいと思います
6			P3、(2) Check (評価) の考え方 三つ目の黒丸に「行政評価の際に、必要に応じてより適切な指標を再設定することとします。」と書かれていますが、であれば、中間見直し時期等でなくても施策指標を再設定するたびに総合計画の修正案として議案を提案するというのでしょうか
7	各2 分野別の 取組計画 の推し進 める	PDCAサイクルによる 進行管理の仕組み	P4、2. 個別計画による各分野の取組の推進 二つ目の黒丸、三つ目の中黒の「PDCAサイクルによる進行管理の仕組み」のところは、「進行管理を行う部署」も必要ではないでしょうか
8		図表Ⅳ-2	図表Ⅳ-2 市民の問題解決のための連携は、各分野の個別計画との関係だけでなく、更に横断的な新しい連携が必要になる。特に福祉分野と子育てなど

No.	分類		意見
9	各2分野個別取組計画の推し進め	図表Ⅳ-2	<p>P4、2. 個別計画による各分野の取組の推進 図表Ⅳ-2の各分野の個別計画に書かれたものについて、計画とは言えないものがあると思うので、整理してください 例えば、「人権施策基本方針」は計画ではなく方針です。「シティプロモーションビジョン」も方針と書かれています。一方、「わが都市すいたの教育ビジョン」はビジョンという名称ですが、内容として教育振興基本計画と書かれているので計画になります。「商工振興ビジョン」は基本方向、方針ですが、加えてアクションプランまで書かれているので計画となります また、各分野とも「など」と書かれていて、見た目が悪いと思います。書けるのであれば全て書けばいいですし、たくさんあって無理なのであれば、上部にある見出しのところを「各分野の主な個別計画」とすれば「など」は不要になるのではないのでしょうか</p>
10	3. 取組を進めるための3つの視点	全体	<p>P5、3. 取組を進めるための3つの視点 このページでは視点について書かれていて、ではその視点を持って実際にはどうするのかということについては、例えば「(1) 分野を超えた連携」については、P4、「2. 個別計画による各分野の取組の推進」のページに書かれています。よって、P4の2とP5の3の記載順を変えた方がよいのではないのでしょうか あるいは、ページの順を思考の順に並べるとすれば、1番目に取組を進めるための視点があって、2番目に取組の推進があって、最後に進行管理が来るのではないのでしょうか</p>
11		(1) 分野を超えた連携	<p>3. 取組を進めるための3つの視点、(1) 分野を超えた連携 市民生活における問題や課題は、横断的に取り組む体制の構築が必要となる。連携のイメージを分かりやすく、重要性を強調し、連携を促す表現に</p>
12			<p>P5、(1) 「分野を超えた連携」中、最下段、「分野横断的な連携に努めます。」とあるが、個別計画を効果的、効率的に推進するためには、極めて重要であるので、より具体的に示すべきである</p>

No.	分類		意見
13	3 の取組 3組つを の進め 視める 点ため	(1) 分野を超えた連携	P5、「分野横断的な連携に努めます。」という記載について、具体的な手段については例示すべきである
14		(3) 地域の特性を生かしたまちづくり	P5、(3)「地域の特性を生かしたまちづくり」中、5行目、「地域の実情に応じた圏域設定を行い」とあるが、既に都市計画マスタープランに位置づけられた理念や将来の実現に向けた施策を推進するため、吹田市立地適正化計画がされているので、圏域設定をする必要はないのではないか。同計画の推進により、地域の特性を生かしたまちづくりが図れるのではないか
15	4 財政運営 の基本方針	全体	<p>P6、4. 財政運営の基本方針 市長が総合計画に財政計画を含めると言われたことは理解しますが、やはり「基本計画推進のために」という中に書かれている他の項目(1～3)とは種類、視点、切り口が違うので、同列にはならないと思います 例えば、「取組を進めるための3つの視点」に加えて、「計画的な財政運営」という四つ目の項目にして、総合計画の推進は計画的というか健全な財政運営があつてのことであるということを書いた方がよいのではないのでしょうか そのときに、委員会で他の委員が意見を述べておられたように、(2)目標、(3)収支見通し(試算)の文章や図表については、資料編かどこかに、一般論として健全な財政とはどのようなものなのかということを書いてはどうでしょうか</p>
16			<p>P6～P7、「4. 財政運営の基本方針」について、(3)収支見通し(試算)に述べられているように、地方財政制度や社会保障制度などの将来的な制度変更を予測するのは困難な中での試算で、また中核市移行に向けて作業が進められており、極めて流動的な基本方針となっている。本編での記載でなく、参考資料での記載とすべきである また、中核市に移行した場合の見通しを記載するなどの記載方法も併せて検討すべきではないか</p>

No.	分類		意見
17	4 財政運営の基本方針	(1) 財政運営の基本方針	P6、「財政状況が厳しくなっていくことが見込まれます。」との記述があるが、示された資料にはそのことを裏付けるものがない。記述内容を改めるか、適切な資料を添付すべきである
18		(1) 財政運営の基本方針	「財政運営の基本方針について」では、「そのため、効果的、効率的な事業展開を行うためにも行財政改革を行いながら、新たな課題や市民ニーズに的確に対応できるよう」として、行財政改革を加えるべきと考えます
19		(1) 財政運営の基本方針 (2) 目標	「財政運営の基本方針について」、吹田市の将来像実現に向けて財政運営は重要です。効果的、効率的な事業展開を行うためには、今後民間との連携も大いに取り入れて効率的な事業展開をすべきと考えます。そのために、「経営的視点を持って」財政運営をするとしてはどうか。 また、目標値は外すべきではないと思います
20		(2) 目標	4. 財政運営の基本方針、(2) 目標の①経常収支比率95%以下、②財政調整基金残高100億円の根拠を明示した方が分かりやすいです 市債管理については「赤字地方債については、発行を極力抑制します。」というよりは、「～の場合は発行します。」という形で発行する際の一定の基準を設ける方が目標設定としては妥当です
21		(2) 目標	今後の吹田市の財政を考えた場合に、大きく膨れる社会保障関連費用や、公共施設の老朽化対策、いつ起こるか分からない大規模災害を考えたとき、これらに備えるべき資金として財政調整基金として一定の財源を確保しておくことは当然のことだと考える

No.	分類		意見
22	4 ・財政運営の 基本方針	(2) 目標	<p>「財政運営の基本方針」の目標に、経常収支比率や公債費比率の数値目標を具体的に明記することや、臨時財政対策債の発行の在り方を明記することは、今後の市政運営がこれらの数値目標などに縛られる懸念が強く、具体的に明記すべきではない</p> <p>また、市は今後中核市への移行を表明しているが、これらの財政負担や収支の変動は収支見通しに加味されておらず、財政的な根拠が乏しく、これを基に具体的な目標を立てることはふさわしくない</p>
23	(参考) 地域の特性 【附属資料】	全体	<p>第3次総合計画では、地域別計画が明記されていたが、今回は附属資料として「地域の特性」という紹介程度に格下げされている。市民や住民にとっては、自分が住んでいる地域への関心が高く、「まちづくり計画」などを分かりやすく示していく必要がある。第3次総合計画のように計画として明記していくべきである</p>
24			<p>(参考)【附属資料】「地域の特性」について、総合計画に載せる以上、各地域の課題(個別のものではなく全体的なもの。例えば、「他地域より高齢化率が高い」や「治安」、「コミュニティ施設の不足」、「公共交通不便地域」、「保育施設の不足」など、市として把握しているもの)を明示すべきです</p> <p>個別計画できめ細かに対応する意図は分かりますが、基本構想でも地域ごとに取り組む意欲を見せるのであれば、全体的に把握し、計画に記載すべきです</p> <p>また、人口推移も過去のもののみではなく、将来推計のものを載せる方が総合計画としては望ましいです</p>
25		1. 「地域の特性」 について	<p>P8、様々な圏域設定がある中で、6ブロックをここで例示した理由が定かでない。市民に分かりやすくするため、「吹田市の施策の多くが6ブロックに分けて計画設計されているため」など記載すべきである</p>
26			<p>P8、圏域設定についての市民理解を深めるため、吹田市の主だった施策がどのようなブロック分けて計画されているか、例示すべきである</p>

No.	分類		意見
27	(参考) 地域の特性 【附属資料】	1. 「地域の特性」について	P 8、1. 「地域の特性」について 第2段落目の「ここでは、・・・」のところについては、他の委員が言っていたように、「例えば、〇〇計画では南北2ブロック、△△ではnブロックあります。これまでの総合計画で示してきた六つのブロックに分けて・・・」というように書いてはどうでしょうか
28		2. 各地域の特性	P 8、1. 「地域の特性」について、P10、2. 各地域の特性 委員会でも申し上げましたが、特性だけ附属資料で示されても、それでどうするのがなければ総合計画として意味がないと思います 総合計画として地域別の計画を書くのであれば、特性だけでなく、「地域の特性」に係る基礎資料集(案)から特徴的なデータや、せめて地域別の現状と課題は必要ではないでしょうか
29			P 10以降の地域マップの中の写真 総合計画に写真は必要でしょうか この附属資料の位置付けは「IV. 基本計画推進のために」の「取組を進めるための3つの視点」の「地域の特性を生かしたまちづくり」のために書かれているのであれば、双方の関連が分かるように書かないと、附属資料を付けている意味がない(分からない)と思います
30	「地域の特性」 基礎資料集(案) に係る	II.地域別のデータ	「地域の特性」では、地域の分け方(6ブロック)を否定するものではありません。しかし、公共施設、例えば図書館、その他文化・集会施設、コミュニティセンターなど複合化を考える上で、駅を中心に考えるべきです。よって、地域別データに各駅を中心にしたデータも追加してはどうか
31			「地域の特性」に係る基礎資料集P32 千里こどもカーニバルは終了している

2. 基本計画（素案）に対する特別委員会からの御意見

（基本計画（素案）平成29年12月21日版 ※第7回総合計画審議会（H29.12.21終了時点））

No.	分類	意見
32	全体	「子供」の表記について、子どもを一人の人間として人権を尊重するという観点からも表記については「子ども」に戻すべき。国際的な人権団体や他自治体の理念的な政策は「子ども」表記が通常であり、市の人権感覚を疑われることにもつながりかねない
33		委員会で他の委員も指摘したとおり、「子ども」を「子供」と表記することについては反対です。元に戻していただきたいです 文部科学省の通達に沿ったとの理由でしたが、通達は必ずしも従わなければならないものではなく、「吹田市として総合計画にどのように書くか」ということが重要です。これまで「子供」の表記をしてこなかったということを尊重し、今後も総合計画においては「子供」の表記をしないでいただきたいです
34	目標	基本計画（素案）の各政策の【目標】のところは、目標なので「・・・まちをめざします」という文章ではなく、「・・・まち」という体言止め、あるいは「まちにする」となります
35		基本計画（素案）の【大綱】【政策】のそれぞれの【目標】について、【大綱】によって表現がまちまちであると思われる。「めざします」、「進めます」という表現ではなく、例えば「都市空間づくり」であれば、「…まちづくりを進めます」ではなく、「…まちの形成・維持」という形で表現する方が【目標】として成立すると思われる
36		各政策ページの【目標】について、目標とは達成したか否かを明確に検証できる具体的なものです。各政策の【目標】の記述を見ると、【目標】とするよりは、【政策方針】や【基本方針】とする方が記述内容に合致すると考えます

No.	分類	意見
37	現状と課題	各政策の【現状と課題】において、「～が必要です」や「～が重要です」との記述が頻繁に見られるが、必要なことや重要なことは理解できるが、それを実現あるいは克服するためには、現在本市において何が課題あるいは障壁となっているのかを明示することが、この項目では妥当です
38		各政策の【現状と課題】において、「～が必要です」や「～が重要です」との記述が頻繁に見られるが、この表現を使うことによって、「課題」と「市の方針」が混同されています。特別委員会に提出させていただいた資料のとおり、課題は「～が課題である」と明示し、方針を書く際には「～に取り組みます」や「～を進めます」と明示し、違いが明確になるようにすれば、市民が市の課題を捉えやすくなります
39		各政策の【現状と課題】において、「～が必要です」や「～が重要です」ということの根拠が明示されていないものが多くあります。例えば、P27、5-1、「低炭素社会への転換に向けた」との文言が本素案から追加されています。H30.2.6特別委員会の資料4「特別委員会からの御意見の反映状況等」によれば、この文言が追加された経緯は、施策5-1-1「低炭素社会」という言葉が【現状と課題】に出てこないという指摘を受けてとのことですが、これ自体は問題ではありませんが、なぜ「低炭素社会への転換」が必要なのかという説明がなされていない現素案の記述から鑑みれば、これは「【施策】に合わせて【現状と課題】をこしらえる」ということとなり、本末転倒です。P29、6-1の「空き家の適正管理の促進」、P35、7-2の「都市間交流」と「多文化共生の視点」等についても同様です。課題については、なぜそれが課題なのかを市民に明確にすることこそが施策の必要性について市民理解を得る記述となります
40	施策	各政策ページの【施策】について、そもそも施策は課題解決や目標達成のための手法としてより具体的なものです。実施計画でいえば細々節レベルのものに当たります。各政策の【施策】の記述を見ると、【施策】とするよりは、【施策方針】や【施策指針】とする方が記述内容と合致すると考えます
41	指標	基本計画（素案）の【大綱】【政策】のそれぞれの【施策指標】は、「現状」と「目標」の比較にはなっているが、その経緯、目標設定の根拠といったものに、本文の中等で少し触れておく方がよいのではないかと思われる。【施策指標】がそれぞれに明示されていることは、読む側（市民）からも理解しやすいと思われるので、指標の形は素案のとおりでよいと思う

No.	分類	意見
42	1-1 【平和・人権】	基本計画（素案）【大綱1】【政策1】「平和と人権を尊重するまちづくり」の【現状と課題】において、「LGBTなど性的少数者に対する配慮なども課題と…」という文章で、人権侵害として広義の意味を持たせるべきではないだろうか。「…依然として見られるとともに、性的少数者に対する配慮なども課題と…」という表現で足りると思われる
43	1-2 【市民自治】	P6、【施策】1-2-1に「情報共有の推進」とあるが、これを「情報公開」とすべきではないでしょうか
44	2-1 【防災】	P7、2-1の【現状と課題】で「公助」、「自助」、「共助」の区別が触れられていますが、これらを「行政」、「個人」、「地域」と理解することは誤りであり、「共助」とは一般的には保険制度等を指す用語であると理解しています。「地域」の活動については「互助」の用語を当てることが妥当であると考えます
45	3-2 【障がい者福祉】	P13、3-2において、障がい者の自立支援についての記述がありませんが、本市としては「障がい者」の「自立」については明確な方向性を持たないという捉え方でよいですか
46	3-3 【地域福祉】	P15、3-3の【現状と課題】において、吹田の実情が踏まえられておらず、非常に抽象的な記述であるように感じます。また、ここでも「促進」や「周知などを進める」必要性については記述があるが、課題についての具体的な記述がないため、総じて【現状と課題】が分かりにくくなっています
47	3-4 【健康・医療】	P18、3-4の【施策指標】において、現状「0」となっているものがあるが、「0」と書くよりは「0年事業開始」と書く方が、その意味するところが伝わります
48	4-3 【青少年育成】	P23、4-3の【現状と課題】において「家庭や地域における教育力が低下しています。」と言い切っていますが、各家庭に踏み込んで言い切ることは少し怖いと思います。「低下が危惧されます」程度にとどめる方がよいのではないのでしょうか
49	用語集	用語集の作成が進められていますが、現行の素案では用語集掲載の有無が文面からは分からない。例えば、「LGBT*」といったふうに「*」等の記号を付して、用語集掲載の用語についてはレファレンスを付けることが望ましいです

大綱6 都市形成

政策1 みどり豊かで安全・快適な都市空間づくり

政策方針

地域の特性を生かしながら、みどり豊かで安全・快適に暮らし続けられるまちづくりを進めます。

現状と課題

本市では鉄道沿線の開発や高度経済成長期における千里ニュータウンの建設、また後の土地区画整理事業など様々なプロセスを通じて計画的なまちづくりが進められており、またその過程を経て、本市域は様々な特色や個性をもつ地域によって構成されるにいたっています。これら各地域の特性を活かした都市開発は市の長年の課題であり、第3次総合計画下では「都市計画マスタープラン」を始めとする各計画の下で、特にみどりとの調和を重視しながら都市空間の形成に取り組んできました。

一方、近年は住宅団地の建替えや企業用地の土地利用転換などが増加を見せ、本市の都市形成は市街地の機能更新という新局面を迎えています。そんな中、かねてからの努力とは裏腹に本市のみどりは減少傾向にあり、防災機能の向上や生物多様性の保全、景観と憩いの場の確保といった観点からもみどりとの調和は改めて大きな課題となっています。

現代の都市計画において、将来の更なる少子高齢化への対応や環境負荷の軽減、災害対策の拡充は不可欠な課題です。またこれらの他、住環境の維持・向上のための空き家の適正管理、都市公園の老朽化への対処など、より現代的な課題が本市でも顕在化し始めています。

これら多くの課題に対応するためには、新たな開発ルールの設定が必要です。各地域の現状把握に努め、実情に沿った制度の再構築を主導するとともに、より暮らしやすく魅力的な都市空間の実現を目指して、住環境と自然環境、双方の整備・再整備を進めねばなりません。

施策指針

6-1-1 土地利用誘導と良好な景観形成

都市計画部

地域の特性を生かし、魅力あるまちづくりを進めるため、適切な土地利用誘導などに努めるとともに、良好な景観形成に向けた啓発などを進めます。また、住民主体のまちづくり活動に対する支援を行います。

6-1-2 良好な住環境の形成

都市計画部・土木部

良好な住環境の形成を図るため、開発・建築の指導を行うとともに、駅を中心とした市街地の整備・再整備を行います。また、市内建築物の耐震化への支援や不適切な状態で放置された空き家の適正管理に向けた対策、市営住宅の適切な管理・運営などにより、安全な住環境や住まいの確保を図ります。

6-1-3 みどりの保全と創出

土木部

みどりを保全するとともに、公共施設の緑化や、公園・緑地の計画的な整備、民有地での緑化に向けた取組の支援などにより、地域の特性を生かした新たなみどりを創出します。公園については、老朽化や多様な利用ニーズに対応し、適切に維持管理・運営を行います。また、みどりが持つ多様な効果を活用したまちづくりを進めるため、情報発信や啓発などを行います。

■ 施策指標 ■

施策	指標名	現状	目標 (H.39)
6-1-1	まちづくりのルール（地区整備計画）の策定地区数〔面積〕	51 地区 [125.4ha] (H28 年度)	70 地区 [150ha]
6-1-1	景観に関するルール（景観重点地区）の指定地区数〔面積〕	20 地区 [88.7ha] (H28 年度)	30 地区 [130ha]
6-1-2	住宅の耐震化率	81.4% (H27 年度)	95%
6-1-2	空き家のうち腐朽・破損のあるものの割合	28.7% (H25 年度)	10%
6-1-3	公園などの面積	355.8ha (H28 年度)	360.9ha
6-1-3	みどりの協定に基づく取組などを行う団体数	34 団体 (H28 年度)	60 団体

▶▶ 関連する主な個別計画

- 都市計画マスタープラン ○立地適正化計画 ○景観まちづくり計画 ○耐震改修促進計画
- みどりの基本計画 ○住宅マスタープラン

▶▶ 関連する主な条例

- 景観まちづくり条例 ○開発事業の手続等に関する条例（好いたすまいる条例）
- みどりの保護及び育成に関する条例 ○都市公園条例